

60条証明 必要添付書類一覧（都市計画法施行規則第60条関係）

改定 令和2年4月

1 法第29条第1項第2号 農林水産業に係るもの(令第20条関係)

図書の名称	明示すべき事項	備考
農地法第52条の申告書の記載証明	1,000㎡以上の農地につき、自ら耕作をしていること	・農業委員会で交付 ・写し可
理由書	・申請地を選定した理由及び施設等を必要とする理由 ・従前地に建てられない理由及び従前地の利用方法 (従前地以外に建替えをする場合のみ)	・市長宛とすること

2 法第29条第1項第3号 公益施設に係るもの(令第21条関係)

図書の名称	明示すべき事項	備考
理由書	・申請地を選定した理由 ・施設を必要とする理由	・市長宛とすること
令第21条に該当することを証明するもの	一般貨物自動車運送業免許の写し、中部運輸局への申請書の写し等	

3 法第29条第1項第4、5号 都市計画事業、土地区画整理事業に係るもの

図書の名称	明示すべき事項	備考
都市計画または土地区画整理事業の施行として行うことを証するもの	事業認可書等	

4 法第29条第1項第10号 非常災害のための応急措置

図書の名称	明示すべき事項	備考
理由書	・非常災害の状況 ・応急措置の内容	

5 法第29条第1項第11号 仮設建築物等(令第22条第1項1号関係)

図書の名称	明示すべき事項	備考
建築基準法に基づく仮設許可書の写し	建築指導課建築審査係から許可を受けること	・申請時は受理でも可
理由書	・仮設建築物が必要となる理由 ・申請地を選定した理由	・市長宛とすること

6 法第29条第1項第11号 附属建築物等(令第22条第1項2号関係)

図書の名称	明示すべき事項	備考
理由書	附属建築物が必要となる理由等	・市長宛とすること
既存建物の概要が分かる調書	許可証の写し、建築確認、台帳証明、建物登記等	

7 法第29条第1項第11号 小規模増築(令第22条第1項第3号関係)

図書の名称	明示すべき事項	備考
理由書	増築が必要となる理由	・市長宛とすること
既存建物の概要が分かる調書	許可証の写し、建築確認、台帳証明、建物登記等	

8 法第29条第1項第11号 用途変更を伴わない改築(令第22条第1項第4号関係)

図書の名称	明示すべき事項	備考
理由書	改築が必要となる理由	・市長宛とすること
既存建物の概要が分かる調書	許可証の写し、建築確認、台帳証明、建物登記等	

9 法第29条第1項第11号 小規模改築(令第22条第1項第5号関係)

図書の名称	明示すべき事項	備考
理由書	改築が必要となる理由	・市長宛とすること
既存建物の概要が分かる調書	許可証の写し、建築確認、台帳証明、建物登記等	

10 法第 29 条第 1 項第 11 号 小規模物品販売（令第 22 条第 1 項第 6 号関係）

図書の名称	明示すべき事項	備考
理由書	・申請に係る理由（現在の職業、開業に至る経過等） ・申請地の選定理由	・市長宛とすること
集落性の確認できる書類	半径 300m 以内に 100 戸以上の建築物があることまたは 50 戸以上の建築物が連たんしていることが確認できること	・都市計画図で作成
商品等の配置図	建物平面図にレジ、陳列台等の位置を記載	
営業計画書		
取引証明書		
営業に必要な免許等の写し		

11 法第 43 条第 1 項第 1 号 都市計画事業に係るもの

図書の名称	明示すべき事項	備考
都市計画または土地区画整理事業の施行として行うことを証する図書	事業認可書等	

12 法第 43 条第 1 項第 2 号 非常災害のための応急措置

図書の名称	明示すべき事項	備考
理由書	・非常災害の状況 ・応急措置の内容	

13 法第 43 条第 1 項第 3 号 仮設建築物等

図書の名称	明示すべき事項	備考
建築基準法に基づく仮設許可	建築指導課建築審査係から許可を受けること	・申請時は受理でも可
理由書	・仮設建築物が必要となる理由 ・申請地を選定した理由	・市長宛とすること

14 法第 43 条第 1 項第 5 号 附属建築物（令第 35 条第 1 項第 1 号関係）
上記 6 に同じ

15 法第 43 条第 1 項第 5 号 小規模改築（令第 35 条第 1 項第 2 号関係）

図書の名称	明示すべき事項	備考
理由書	改築又は用途変更を必要となる理由	
既存建物の概要が分かる調書	許可証の写し、建築確認、台帳証明、建物登記等	

16 法第 43 条第 1 項第 5 号 小規模物品販売（令第 35 条第 1 項第 3 号関係）

図書の名称	明示すべき事項	備考
理由書	・申請に係る理由（現在の職業、開業に至る経過等） ・申請地の選定理由	・市長宛とすること
集落性の確認できる書類	半径 300m 以内に 100 戸以上の建築物があることまたは 50 戸以上の建築物が連たんしていることが確認できること	・都市計画図で作成
商品等の配置図	建物平面図にレジ、陳列台等の位置を記載	
営業計画書		
取引証明書		
営業に必要な免許等の写し		

17 法第 43 条第 1 項第 5 号 一時的な第一種特定工作物（令第 35 条第 1 項第 4 号関係）

図書の名称	明示すべき事項	備考
理由書	・一時的に第一種特定工作物を必要とする理由 ・一時的に第一種特定工作物を必要とする事業の概要	